

期末手当の引下げについて

1 島田市の方針

国家公務員に準じて改定する。

(1) 賞与

- ア 期末手当 0.05月引下げ
- イ 勤勉手当 改定なし

(2) 月例給 改定なし

2 国家公務員給与関連法改正の見込みと地方公務員給与関連例規の取扱い

(1) 国の動向

賞与の基準日である12月1日に間に合わせるよう、10月末に召集された臨時国会において、11月中旬に給与法が改正される見込み。

なお、公務員の給与改定の取扱いについては、11月6日に閣議決定された。

(2) 国からの通知

- ・例年とスケジュールは異なるが、給与に係る改正内容については例年同様に、地域の実情を踏まえながら、国家公務員との均衡に留意し、住民の理解と納得が得られるように対応していただきたい。
- ・臨時国会で11月中旬に給与法が改正されることも想定いただき、地方における改正は国の改正に先んじることはないようにしていただきたい。

(3) 県からの通知

ア 給与改定手続きの留意点

国が臨時国会で11月中旬に給与法を改正した場合に、地方においても引下げの改定をするためには、11月中旬（12月1日の期末・勤勉手当の基準日より前）に給与条例を改正する必要がある。

イ 昨年度までとの違い

昨年度までは引上げ改定であり、後日に差額支給でも対応できるため、11月中旬に改正することが必須ではなかった。

令和2年給与改定想定スケジュール

月日	曜日	国の動き	島田市のスケジュール	備考
10月7日	水	人事院勧告①(期末手当引下げ)		
10月8日	木		職員組合事務折衝(期末手当引下げ)	
10月19日	月			
10月26日	月	国会(臨時会)召集		
10月27日	火		議会閉会中の常任委員会	
10月28日	水	人事院勧告②(月例給据え置き)		
10月29日	木			
10月30日	金			
11月2日	月			
11月3日	火			
11月4日	水		例規審議会(臨時)	
11月5日	木		議案検討会	
11月6日	金	閣議決定		
11月9日	月	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  国会へ改正法案提出 衆議院法案受理 衆議院で法案通過 参議院で法案通過 改正法公布  </div>		
11月10日	火		議会運営委員会(議会初日2週間前)	
11月16日	月			
11月17日	火		議運、議連、全協(議会初日1週間前)	
11月24日	火		本会議(初日)	
11月25日	水			
11月26日	木			
11月27日	金			
11月28日	土			
11月29日	日			
11月30日	月			
12月1日	火			
12月2日	水		本会議(一般質問)	
12月3日	木		本会議(一般質問)	※支払データ提出期限
12月4日	金		本会議(一般質問)	
12月7日	月			
12月8日	火		本会議(議案質疑)	
12月9日	水		厚生教育常任委員会 経済建設常任委員会	
12月10日	木		総務生活常任委員会 期末・勤勉手当支給	